

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の一部改正について

1 改正目的

区画整理事業により市街化区域に編入された区域において、下水道事業受益者負担金（以下、「負担金」という。）を賦課徴収するため、新たな負担区及び単位負担金額を設定するものです。

2 新たな負担区及び単位負担金額の概要

(1) 対象区域

新産業の森第二地区（添付の位置図を参照）

令和6年3月29日に約8.4ヘクタールが市街化区域に編入されました。

(2) 負担区の名称 東部第五負担区

(3) 単位負担金額 土地1平方メートル当たり 150円

3 改正の経緯

負担金に関する事項については藤沢市下水道運営審議会での審議事項となっていることから、令和7年7月7日に諮問し、令和8年1月28日に答申を受けました。

4 改正内容

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例 別表（第4条関係）に「東部第五 150円」を加えます。

5 添付資料

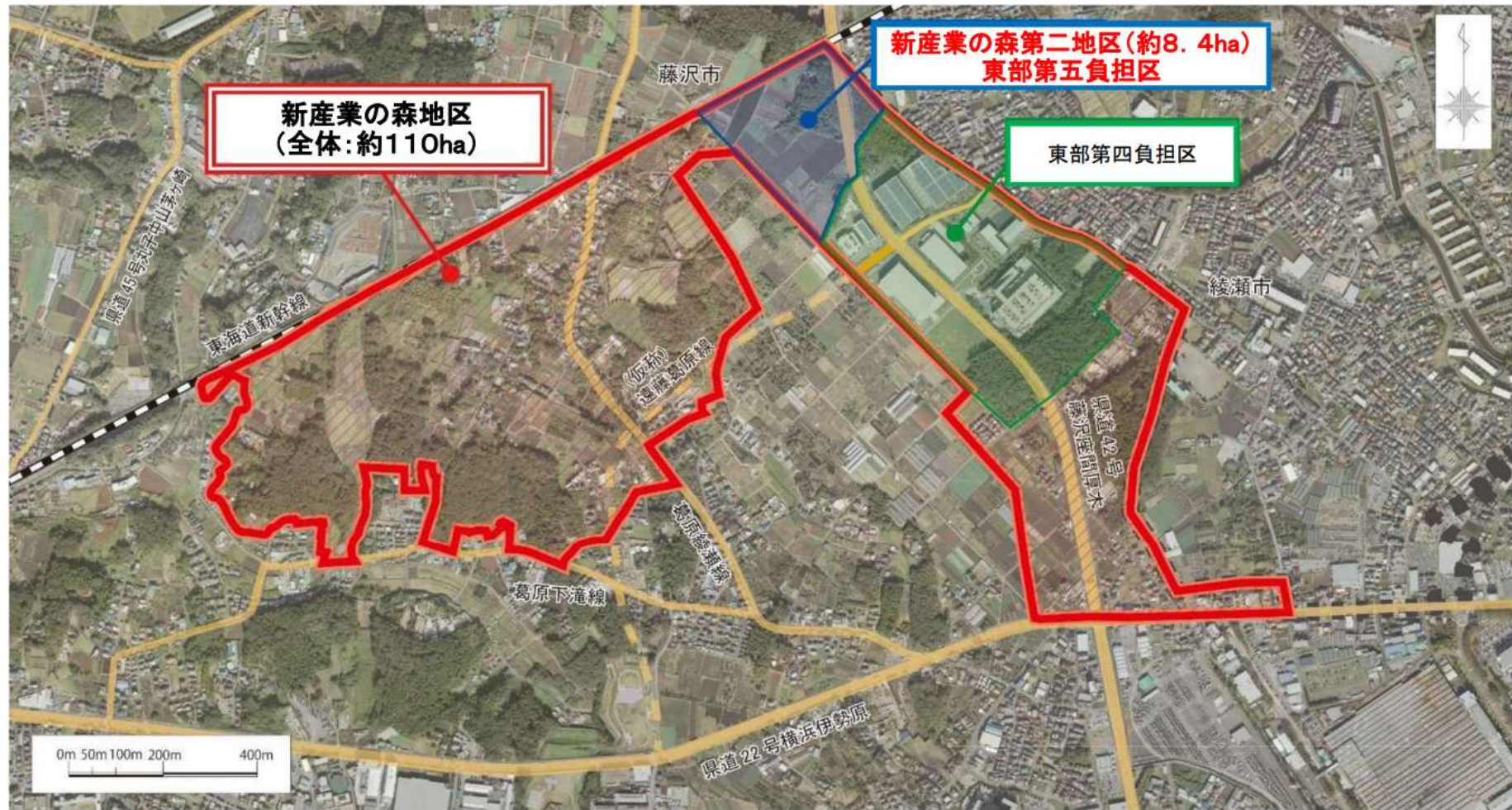
(1) 新産業の森地区 位置図

(2) 新旧対照表（案）

以 上

（事務担当 道路下水道部 下水道計画業務課）

新産業の森地区 位置図



藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例(令和2年条例第12号)新旧対照表

改正後（案）		現行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
負担区名	1平方メートル当たりの受益者負担金の額	負担区名	1平方メートル当たりの受益者負担金の額
(略)		(略)	
東部第四	470円	東部第四	470円
東部第五	150円	折戸	495円
折戸	495円	(略)	
(略)			